

府議付議事案書

開催・令和4年3月23日

所管部課	企画財政部 企画課	部長	神山 尚	
件名	東大和市市長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行に関する規則 の一部を改正する規則について			
区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項	
関係規則	東大和市組織規則			
事項	市民部地域振興課、子育て支援部青少年課、社会教育部社会教育課			

1 要旨

令和4年4月1日付けの組織改正及び事務分掌の見直しに伴い、所要の文言整理を行うとともに、市長の権限に属する事務である公の施設の利用料金の額の承認に関すること及び青少年課所管の事務について、教育委員会に委任又は教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させるため、改正するものである。

(1) 主な改正内容

ア 組織改正に伴う改正

- ・「市民部長」を「市民環境部長」に、「学校教育部長」を「教育部長」に、「社会教育部長」を「教育部長」に、「社会教育課長」を「生涯学習課長」に改める。

イ 委任事務の追加

- ・指定管理者が、当該指定管理者の管理する公の施設の利用料金を定める際の額の承認に関する事務
- ・青少年課所管の事務（下記ウの事務を除く。）

ウ 補助執行事務の追加

- ① 補助執行職員：教育委員会の教育部長及び青少年課長
- ② 補助執行事務：
 - ・青少年問題協議会に関する事。
 - ・児童館における子育てひろば事業に関する事。

(2) 施行日

令和4年4月1日

(3) 影響及び効果

地方自治法第180条の2の趣旨に則り、学校教育と密接する放課後の子どもの居場所づくり等の青少年課の事務等を、教育委員会に委任又は教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることにより、効果的で効率的な事務の実施が期待できる。

2 経過（現時点に至るまでの経過）

令和3年11月～令和4年1月 市長から教育委員会教育長に委任及び補助執行について協議し、同意を得る。

※ 文書課審査済み

3 留意事項（問題点等）

特になし

4 主管部処理案（検討結果等）

府議審議後、速やかに改正手続きを進めたい。

5 審議結果

注：定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。